

常時雇用する労働者数に係る疎明書

キャリアアップ助成金

コースの支給申請に際して、雇用保険被保険者のうち、別紙に記載した者については、雇用関係助成金支給要領上の常時雇用する労働者※には当たらないため、その旨申し立てます。

※ 2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。

令和 年 月 日

(事業主名)

※法人名及び事業主の氏名（個人事業主の場合は事業主の氏名のみ）

(継紙)

※必ず、一枚目の「疎明書」と併せてご提出ください。

※本様式は参考様式であり、本様式と異なる形式で疎明書を提出いただいても差し支えありません。

[illegible]